

奈良県葛城地区清掃事務組合 建設工事 入札参加資格審査申請要項

令和6・7年度に、奈良県葛城地区清掃事務組合が実施する建設工事競争入札等に、参加しようとする人（業者）は、この申請手続きが必要となります。以下の要項により申請書類を提出してください。

（令和5年度現在、登録済みの人（業者）においても、有効期限が令和6年3月31日で終了しますので、この申請手続きが必要となります。）

※『測量・建設コンサルタント等業務委託』との重複登録は不可ですが、それ以外の『物品購入・業務委託等』については重複登録可能です。

1. 受付対象者

奈良県葛城地区清掃事務組合が発注する建設工事の入札に参加しようとする者。

ただし、次に掲げる要件に該当する者は、資格審査を受けることができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- (2) 建築業法による建築業許可のない者。
- (3) 市税等の未納がない者。
- (4) 法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税の未納がない者
- (5) 次のいずれかに該当する事由があると認められる者
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者も含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
 - オ ウ、エに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (6) 申請期間内に、建設工事入札参加資格審査申請要項に記載の必要書類等の提出ができない者。

2. 申請及び提出方法

- ・御所市内の事業所で登録される方。（委任先が御所市内の事業所も含む）
持参又は郵送。（持参による場合は、出来る限り、書類の内容について説明できる人が持参してください。）
- ・御所市外の事業所等で登録される方。
郵送のみ

【持参による場合】

申請場所： 奈良県御所市大字僧堂333番地 奈良県葛城地区清掃事務組合
1階 組合事務所

受付期間： 令和6年2月29日（木）まで

受付時間： 午前8時30分～午前12時00分

午後1時00分～午後5時00分

※上記期間以外の登録受付はできません。

【郵送による場合】

郵送方法： 「簡易書留」「書留」「普通郵便」

郵送先： 〒639-2342 奈良県御所市大字僧堂333番地

奈良県葛城地区清掃事務組合 総務課庶務第1係

※ 「角型2号封筒」の前面に、

『建設工事入札等参加資格審査申請書類在中』と明記し、申請書類一式と、受領書返送用封筒（84円切手を貼付し、申請者の郵便番号・住所・業者名が記載された「長型3号封筒」程度のもの）を封入してください。

受付期間： 令和6年2月1日（木）から令和6年2月29日（木）の消印日を有効とします。

※上記の消印日以外の申請書類については受付しませんのでご注意ください。

※書類の不備等により、登録が完了しなかった場合について、様式A6にて、不備等の理由を明示して申請書類一式を返送しますので、申請書類を再提出される場合は、同様式A6に記載のとおり料金分の切手（未使用の状態のもの。組合からの返送にかかった代金分。）を同封のうえ、再提出してください。

この場合の再提出期限は、令和6年3月11日（月）までの消印日を有効とします。

3. 提出方法

ファイル綴じせずクリップ等で留めた状態で提出してください。

提出書類はA4サイズで統一してください。

4. 有効期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日

5. 申請書類

(○………必要 △………必要な者のみ ×………不要)

| 番号 | 書類の名称 | 法人 | 個人 | 書類の説明 |
|-----|---|----|----|--|
| ① | 奈良県葛城地区清掃事務組合建設工事入札参加資格審査申請書 「様式A1」 | ○ | ○ | 「新規」・「更新」の別を○付けしてください。 令和4・5年度に登録しており引き続いて登録申請する場合は、「更新」です。 |
| ② | 工事実績調書 「様式A2」 | ○ | ○ | 令和4年4月1日以降に契約締結の申請工種のみ工事実績を記入。(記入欄が不足する場合は複写利用若しくは別様式) |
| ③-1 | 申請工種の技術者資格が確認できる書面 | ○ | ○ | 技術者の資格確認のために、経審総合評定値通知書の基礎となった「技術職員名簿【20005帳票】」の写し |
| ③-2 | 経審、技術職員名簿【20005帳票】以上に技術者を追加で登録する場合の資格確認書 『様式A3-1』 実務経験による登録の場合のみ 実務経験証明書 『様式A3-2』 | ○ | ○ | ◎通常(経審技術職員名簿【20005帳票】以上に技術職員を追加で登録申請しない場合は、この様式は不要です。 ③-1にて、申請の技術職員以外に当該申請工種の資格を有する技術職員を追加申請したい場合(以下ア・イ・ウ)この様式が必要となります。 (ア) 経審では一人が2業種までの申請となるため、当該申請工種に必要な資格を保有するにもかかわらず、経審の技術員名簿に、その資格について記載されていない場合 (イ) 6ヶ月の恒常的雇用が無いため経審に記載されていない場合 (ウ) 申請工種の経審総合評定値通知書の技術員数が「0」の場合 ※(ア)(イ)(ウ)共に 『監理技術者資格証』の写しor『合格証明書』の写しor『実務経験証明書』(『様式A3-2』)が必要となります。 ※更に、(イ)(ウ)の場合は、 ・社会保険加入義務のある方は『社会保険加入証明書』(加入者の氏名と加入年月日が確認できるもの)が必要 ・社会保険加入義務のない方は『国民健康保険証』又は『後期高齢者医療被保険者証』の写しを提出してください。 |
| ④ | 受任する営業所の許可業種や営業所情報が分かる書面 | △ | △ | 本店以外の営業所等に、契約等の権限を委任する事業者(建設業法3条第1項に規定する本店以外の営業所(支店もしくは政令で定めるこれに準ずるもの(通常建設工事の請負契約を締結する事務所))に、契約等の権限を委任する事業者)のみ『建設業許可申請書の別表等』の写しが必要です。 『建設業許可申請書の別表等』とは 建設業法施行規則第2条で定める別記様式第1号の別表、又は別紙2。(受付印(申請書可)のあるもの。) 申請する営業所の許可業種や営業所情報の記載がわかるようにしてください。 |
| ⑤ | 使用印鑑 | ○ | ○ | 『様式A4』 |
| ⑥ | 委任状 | △ | △ | 『様式A5』(受任者を設置する場合のみ必要。) |
| ⑦ | 資格審査申請書受領書 | ○ | ○ | 『様式A6』1.申請者記入欄のみに記入してください。 ※任意の様式でも可 |
| ⑧ | 誓約書 | ○ | ○ | 『様式A7』 |
| ⑨ | 印鑑証明書 | ○ | ○ | 法人:法務局が発行 個人:住所地の市町村が発行 |

| 番号 | 書類の名称 | 法人 | 個人 | 書類の説明 |
|----|------------------------------|----|----|---|
| ⑩ | 履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本) | ○ | × | 法務局が発行 |
| ⑪ | 身元証明書 | × | ○ | 成年被後見人等でない証明(本籍地の市町村が発行) |
| ⑫ | 納税証明書 (本社及び営業所等の 納税証明) | ○ | × | 【市町村発行】 (1)法人市民税等(過年度を含む)に未納額のない納税証明書 (2)代表者の市税等(過年度を含む)に未納額のない納税証明書 【税務署発行】 (3)法人税、消費税及び地方消費税に未納額のない納税証明書「その3の3」 |
| | | × | ○ | 【市町村発行】 (1)その者の住民税等(過年度を含む)に未納額のない納税証明書 【税務署発行】 (2)申告所得税、消費税及び地方消費税に未納額のない納税証明書『その3の2』 |
| ⑬ | 経営事項審査結果通知書 | ○ | ○ | 審査基準日が申請書提出日の1年7ヶ月以内の最新のものの写し |
| ⑭ | 建設業許可が確認できる書面 | ○ | ○ | 『一般(特定)建設業の許可について(通知)』写し又は『許可確認(証明)書』写し等 申請工種に必要となる建設業法の工事種別の許可が必要です。 |

注1 法人又は個人により提出する書類が異なります。

注2 ⑨～⑫は、提出日から遡って3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

注3 ⑫税務署発行の納税証明書『その3の2』『その3の3』については郵送請求が可能です。

注4 添付書類はなるべくA4サイズに統一して、この一覧表の番号順に重ねて提出してください。

注5 ⑨～⑭は写し可です。(鮮明なものに限る)ただし、⑨「印鑑証明書」の印影部分は、必ず原寸大のまま提出してください。

注6 添付書類に不備がある場合は、受付できません。

注7 虚偽の記載等があった場合、また、そのことにより当参加資格が無いにも関わらず申請したことが発覚した場合、入札参加資格停止や、参加資格の取り消しの対象となります。

別表1

申請工事種別と建築業法の工事の許可区分との対応一覧

| 番号 | 申請工事種別 | 建設業法の工事種別 | 備考 |
|------|-------------|---|----|
| 0100 | 土木一式 | 土木一式工事 | |
| 0200 | 建築一式 | 建築一式工事 | |
| 0300 | 舗装 | 舗装工事 | |
| 0400 | 鋼橋(上部工) ※1 | 鋼構造物工事 | |
| 0500 | PC橋(上部工) ※2 | 土木一式工事 | |
| 0600 | 造園 | 造園工事 | |
| 0700 | 木造住宅 | 建築一式工事 〈大工工事〉 | |
| 0800 | 電気設備 | 電気工事 | |
| 0900 | 暖冷房衛生設備 | 管工事 | |
| 1000 | 法面処理 ※3 | とび、土木、コンクリート工事 | |
| 1100 | 塗装 | 塗装工事 | |
| 1200 | 道路等維持修繕 | 土木一式工事 〈とび、土木、コンクリート工事〉 〈石工事〉 〈電気工事〉 〈タイル、れんが、ブロック工事〉 〈舗装工事〉 〈塗装工事〉 〈防水工事〉 〈機械器具設置工事〉 | |
| 1300 | しゅんせつ | しゅんせつ工事 | |
| 1400 | グラウト | 土木一式工事 〈とび、土木、コンクリート工事〉 | |
| 1500 | 杭打 | とび、土木、コンクリート工事 | |
| 1600 | さく井 | さく井工事 | |
| 1700 | 機械設備 | 機械器具設置工事 | |
| 1800 | 通信設備 | 電気通信工事 | |
| 1900 | 上下水道設備 | 土木一式工事 〈管工事〉 〈水道施設工事〉 | |
| 2000 | 交通安全施設 | 土木一式工事 〈とび、土木、コンクリート工事〉 〈電気工事〉 〈鋼構造物工事〉 〈塗装工事〉 〈電気通信工事〉 | |
| 21xx | その他 ※4 | | |

1. 上表の左欄の工事種別に対応する右欄の建設工事の種類のうち、いずれかの許可を受けている場合に当該左欄の入札参加資格審査を申請できます。
2. 上表中、〈〉書きしている建設工事の許可を受けている場合は、対応する左欄の工事種別として発注する工事のうち当該許可を受けている建設工事として発注されるものを受注することができます。
(例) 土木一式工事の許可 → 全ての道路等維持修繕工事の受注が可能
塗装工事の許可 → 道路等維持修繕工事のうち、塗装工事として発注されるもののみ受注が可能
3. 入札参加資格の申請条件として施行実績があることが必須ですので、上表の左欄の工事種別に対応する建設工事の種類について、経審総合評定値通知書の年平均完成工事高が「0」の場合申請できません。
4. 経審総合評定値通知書の内訳表示である、※1は「111鋼橋上部」、※2は「0117 レストンクリート」、※3は「051法面処理」について年平均完成工事高が「0」の場合は申請できません。
5. ※4『21xxその他』については、別表2の申請工事種目(細目)により、最大3種まで選択可能です。但し、「建設業法の工事種別が同一」の種目(細目)に限ります。

別表2

「その他」 申請工事種別 (細目)

| 番号 | 申請工事種別 (細目) | 建設業法の工事種別 | 備考 |
|------|---------------------|---|----|
| 2101 | その他 (大工工事) | 大工工事 | |
| 2102 | その他 (左官工事) | 左官工事 | |
| 2103 | その他(とび、土木、コンクリート工事) | とび、土木、コンクリート工事 | |
| 2104 | その他 (石工事) | 石工事 | |
| 2105 | その他 (屋根工事) | 屋根工事 | |
| 2106 | その他 (管工事) | 管工事 | |
| 2107 | その他(タイル、れんが、ブロック工事) | タイル、れんが、ブロック工事 | |
| 2108 | その他 (鋼構造物工事) | 鋼構造物工事 | |
| 2109 | その他 (鉄筋工事) | 鉄筋工事 | |
| 2110 | その他 (板金工事) | 板金工事 | |
| 2111 | その他 (ガラス工事) | ガラス工事 | |
| 2112 | その他 (防水工事) | とび、土木、コンクリート工事 防水工事 | |
| 2113 | その他 (内装仕上工事) | 内装仕上工事 | |
| 2114 | その他 (熱絶縁工事) | 熱絶縁工事 | |
| 2115 | その他 (建具工事) | 建具工事 | |
| 2116 | その他 (水道施設工事) | 水道施設工事 | |
| 2117 | その他 (消防施設工事) | 消防施設工事 | |
| 2118 | その他 (清掃施設工事) | 清掃施設工事 | |
| 2121 | その他 (モニュメント工事) | 鋼構造物工事 | |
| 2122 | その他 (FRP覆蓋設置) | 防水工事 | |
| 2123 | その他 (防球ネット工事) | とび、土木、コンクリート工事 | |
| 2124 | その他 (防球フェンス工事) | とび、土木、コンクリート工事 | |
| 2125 | その他 (水門工事) | 鋼構造物工事 | |
| 2126 | その他 (水門工事・ゴム鋼製) | とび、土木、コンクリート工事 鋼構造物工事 | |
| 2127 | その他 (水門扉工事) | 鋼構造物工事 | |
| 2128 | その他 (汚水処理施設) | 管工事 機械器具設置工事 清掃施設工事 | |
| 2129 | その他 (排水処理設備) | 機械器具設置工事 清掃施設工事 | |
| 2130 | その他 (脱臭装置設置工事) | 機械器具設置工事 | |
| 2131 | その他 (ポンプ据付配管工事) | 機械器具設置工事 | |
| 2132 | その他 (浄化槽設備) | 管工事 | |
| 2133 | その他 (プール工事) | 建築一式工事 鋼構造物工事 | |
| 2134 | その他 (貯槽工事) | 鋼構造物工事 | |
| 2135 | その他 (体育施設) | 土木一式工事 とび、土木、コンクリート工事 | |
| 2136 | その他 (公園遊具設置) | 土木一式工事 とび、土木、コンクリート工事 造園工事 | |
| 2137 | その他 (噴水、ろ過装置) | 土木一式工事 とび、土木、コンクリート工事 管工事 機械器具設置工事 | |

| | | | |
|------|-------------------|----------------------------|--|
| 2138 | その他（解体、撤去工事） | 解体工事 | |
| 2139 | その他（アンカー工事） | とび、土木、コンクリート工事 | |
| 2140 | その他（ロックシェッド） | とび、土木、コンクリート工事 | |
| 2141 | その他（アスベスト工事） | とび、土木、コンクリート工事 | |
| 2142 | その他（沈下修正、曳家工事） | とび、土木、コンクリート工事 | |
| 2143 | その他（テント工事） | 鋼構造物工事 | |
| 2144 | その他（橋梁補修工事） | 土木一式工事 とび、土木、コンクリート工事 | |
| 2145 | その他（傾斜板設置） | とび、土木、コンクリート工事 機械器具設置工事 | |
| 2146 | その他（電気防蝕） | 電気工事 管工事 | |
| 2147 | その他（駐車場組立） | 機械器具設置工事 | |
| 2148 | その他（表層工事） | 土木一式工事 とび、土木、コンクリート工事 | |
| 2149 | その他（伸縮継手工事） | 土木一式工事 とび、土木、コンクリート工事 | |
| 2150 | その他（防音壁設置） | とび、土木、コンクリート工事 | |
| 2151 | その他（フリューム設置） | とび、土木、コンクリート工事 管工事 | |
| 2152 | その他（音響設備） | 内装仕上工事 電気通信工事 | |
| 2153 | その他（下水管渠止工事） | 土木一式工事 管工事 | |
| 2154 | その他（下水管調査・更生） | 管工事 | |
| 2155 | その他（映像制作） | 機械器具設置工事 電気通信工事 | |
| 2156 | その他（鍔金具） | 板金工事 | |
| 2157 | その他（防蝕ライニング） | 土木一式工事 とび、土木、コンクリート工事 | |
| 2158 | その他（埋蔵物文化財発掘調査工事） | 土木一式工事 | |
| 2159 | その他（防蝕・防水工事） | 防水工事 | |
| 2160 | その他（防草工） | 土木一式工事 とび、土木、コンクリート工事 | |

※ 『21xxその他』については、上記表の申請工事種目（細目）により、選択可能してください。
但し、「建築業法の工事種別が同一」種目（細目）に限ります。

建設工事入札参加資格審査申請書に係る個人情報の利用目的等について

組合管理者が、入札参加資格審査申請書及び添付書類（変更届を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみ利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

1. 入札参加資格申請の審査事務
2. 入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
3. 入札参加資格業者名簿の公開
4. 法令等の規定に基づく利用又は提供